

インターネット上における人権を保護するための法整備を求める意見書

2020年5月23日、女子プロレスラーの木村花さんが22歳の若さで逝去された。

原因はSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）上での誹謗中傷の書き込みにより精神的に追い詰められたことによるものである。

平成時代に、携帯電話とインターネットが普及したことにより、生活の利便性が向上し、日常生活に欠かせないものになった。

総務省の令和元年版情報通信白書によると、2018年の個人によるインターネット利用率は79.8%であるが、13歳から59歳までの各階層では9割を超えている。また、SNS利用状況は60.0%、対前年比5.3%増加となっており、SNSを利用した情報収集及び情報発信が身近なコミュニケーション手段として急速に浸透している。

一方で、匿名性による気楽な情報発信が可能であることから、特定の個人を対象とした誹謗・中傷や、個人情報に掲載するといったプライバシーの侵害等が発生している。これらインターネット上に流通する人権侵害情報は、伝播性が高く、一度公開された情報は完全に消すことが出来ないことから、被害者は精神的に追い詰められ、今般の木村花さんのような痛ましい被害が発生している。

法務省によると、平成31年及び令和元年におけるインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は1,985件（対前年比3.9%増加）で、平成29年に次いで過去2番目に多い件数を記録している。

人権侵害への対策としては、平成14年5月に、「プロバイダ責任制限法」（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）が施行され、被害者がプロバイダ（インターネット接続業者）等に対して、インターネットの掲示板の上の書き込み記事の削除や書き込みをした者（発信者）の情報開示を求めることができるようになったものの、裁判手続き等に時間を要することや、投稿者が特定できない事例が増えている。

また、法務省の人権擁護機関（法務局・地方法務局）の援助策は、あくまでも被害者からの相談に対して、削除依頼等の具体的な方法についての助言が基本となっている。被害者自らが被害を回復することが困難な事情が存在しない限り、人権擁護機関が被害者に代わって削除要請することはない。これでは、精神的に追い詰められた被害者に対する救済策としては不十分である。

なお、SNS利用状況は増加傾向にあることから、若年世代を加害者にさせないためにも、中・高校生のうちから情報発信に関する教育の充実を果たす必要がある。加えて、誹謗中傷のコメントに対して、サイバーパトロール等を強化する必要がある。

よって、国においては、被害者感情に寄り添い、インターネット上における人

権を保護するための法整備を速やかに行うことにより被害者支援策を充実させると共に、若年世代に対する情報発信に関する教育の充実、サイバーパトロールの強化等を図るよう、下記事項について、強く要望する。

記

1. 発信者の開示情報として、メールアドレス、IPアドレス、電話番号を加えること。
2. プロバイダ等に対する開示請求の際、費用をかけ弁護士に依頼しなくても開示請求ができるよう、その手続きを簡略化すること。
3. 被害者等からの削除要請に対して、即座に応じないプロバイダ等に対しては厳罰化を持って臨むこと。
4. 誹謗中傷のコメントに対して、AIによるサイバーパトロールを強化することで、自動的に警告及び削除できるシステムの導入を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月9日

沖縄県豊見城市議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、国家公安委員会委員長